

# 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証基準

2016/11/21 Rev. 1.01

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

## 目次

前書き .....	1
著作権 .....	1
免責事項 .....	1
特許 .....	1
注意 .....	1
1. 適用範囲 .....	2
2. 認証基準 .....	2
2.1 判定の対象 .....	2
2.2 判定方法 .....	2
3. その他 .....	3
3.1 本規程の改訂 .....	3
附則 .....	3

## 前書き

### 著作権

すべての権利は留保される。このドキュメントは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の許可書なしで使用、コピー、及び配布はできない。他のすべての使用、コピー、および分配は禁止する。

### 免責事項

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会は、このドキュメントの使用によるいかなる損害賠償にも責任がない。

### 特許

この認証基準の全部または一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。公益社団法人日本文書情報マネジメント協会は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について責任を持たない

### 注意

このドキュメントの内容に関する詳細な説明、又は解釈のあいまいさや矛盾がある場合には、以下に相談してください。

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

## 1. 適用範囲

この規程は、「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する基本規程」の下に、電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証項目・認証基準を定めるものである。

## 2. 認証基準

### 2.1 判定の対象

申請者が提出した、電帳法スキャナ保存ソフトとして利用者に納品または提供されるマニュアルを対象とする。

マニュアルとは以下の内容のいずれかのものをいう。

- 1) 電帳法スキャナ保存ソフト機能と操作を説明する文書ファイルまたは URL で示される WEB ページ。
- 2) 電帳法スキャナ保存ソフト機能の一覧表形式の文書ファイルまたは URL で示される WEB ページ。

但し、該当一覧表記載の内容が、上記 1) のマニュアルに記載されていることが申請者によって保証されていなければならない。

### 2.2 判定方法

#### 1) 判定基準

別紙 1. 「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証 機能リスト」に定める機能要件

電子帳簿保存法改正年度毎に「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証 機能リスト」を定める。

#### 2) 対象ソフトの評価

別紙 1. 「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証 機能リスト」に定める機能要件を満たしているか否かを対象ソフト製品のマニュアルの記述からから評価し、機能要件毎に表 1. に定める記号で判定結果を表示する。

表 1 評価結果の表示記号

記号	評価結果
○	申請者が申告した電帳法スキャナ保存ソフトのマニュアル記載箇所に、該当機能の説明が記載されていると判定された。
△	申請者が申告した電帳法スキャナ保存ソフトのマニュアル記載箇所に、該当機能の説明が記載されていると判断できない。
×	申請者が申告した電帳法スキャナ保存ソフトのマニュアル記載箇所に、該当機能の説明がない。
－	チェックリスト記載の条件により判定対象外

### 3) 判定・認証

判定対象外となる項を除き、評価結果が全て○をもって認証する。

## 3. その他

### 3. 1 本規程の改訂

この規程の内容に、疑義、変更の必要性を確認した場合は、JIIMA 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会で審議する。

## 附則

この基準は、2016 年 08 月 15 日より運用する。

## 改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
1.00	2016 年 08 月 03 日	初版
1.01	2016 年 11 月 21 日	機能リストの「7-2」を削除、「17-1」から「一覧形式」を、「17-2」の「の一覧」の文字を削除

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
	<p>規第三条 法第四条第一項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。</p> <p>一 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。)を使用すること。</p> <p>イ 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p> <p>ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。</p>	<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</p> <p>4-25 規則第3条第5項第2号ニ(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問14 貸借の勘定科目は同一で、金額をマイナスで入力する訂正の方法は、いわゆる反対仕訳の方法による訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなりますか。</p> <p>回答 訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなります。</p> <p>解説 いわゆる反対仕訳による方法は、当該反対仕訳に当初の仕訳を特定することができる情報が付加されていれば、規則第3条第1項第1号イに規定する訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなります(取通4-6)が、その仕訳の方法については、いわゆる総額方式や純額方式などがあり、特に限定していません。 その場合において、貸借の勘定科目は同一で金額をマイナスで入力する方法も、いわゆる反対仕訳の方法の一類型と考えられます。</p>	<p>1. ファイル登録機能 1-1. 文書を保存(新規保存)できる。</p> <p>2. ファイルバージョン管理機能 2-1. ヴァージョン管理(改訂保存)ができる。</p> <p>2-2. 過去バージョンの文書に対して、新たにスキャンしたバージョンの文書を追加で保存できる。(別添図1を参照)</p>
111	<p>規第三条 5 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。(中略)</p> <p>二 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p>	<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)</p> <p>4-26 規則第3条第5項第2号ニ(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問49 市販のバージョン管理ソフトを使用すれば、規則第3条第5項第2号ニに規定する訂正又は削除の履歴の確保(バージョン管理)の要件を満たしているといえるのでしょうか。</p> <p>回答 市販のバージョン管理ソフトを使用しても、必ずしも要件を満たしているとはいえません。</p> <p>解説 ソフト業界などでは、一般に新聞の版数管理のような、新しく作り直したものを第2版、第3版と関連付けていくことがバージョン管理と認識されていますが、スキャナ保存の要件であるバージョン管理においては、訂正したものを上書き保存するのではなく、その訂正の履歴を残すため第2版、第3版として管理(保存)するので、その内容は異なり、市販されているソフトには前者をバージョン管理とするものも存在するため、市販のバージョン管理ソフトを使用しているからといって、全てスキャナ保存の要件を満たしていることにはなりません。 なお、スキャナ保存の要件であるバージョン管理とは、次に掲げることを全て満たすものである必要があります。 ①スキャナで読み取った電子データは必ず初版として保存し、既に保存されているデータを改訂したもの以外は第2版以降として保存されないこと ②更新処理ができるのは一番新しいバージョンのみとすること ③削除は物理的に行わず、削除フラグを立てるなど形式的に行うこととし、全ての版及び訂正した場合は訂正前の内容が確認できること ④削除されたデータについても検索を行うことができること</p>	<p>2-3. 全てのバージョンの内容が確認できる。</p> <p>2-4. 過去バージョン(最新バージョン以外全て)の内容を保存(改訂保存)できない。</p> <p>2-5. 全てのバージョンは関連性を持たせて保存できる。</p> <p>2-6. 改訂時は、改訂年月日を追記保存する。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
111		<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)</p> <p>4-27 規則第3条第5項第2号ニ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>なお、削除の内容の全てを確認することができるのは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができること(平17年課総4-5Iにより追加、平成27年課総9-8Iにより改正)</p>	<p>問50 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。</p> <p>回答 スキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保については取扱通達4-25及び4-27で例示していますが、それを図示すれば次の図1から3のとおりです。</p> <p>図1 訂正削除履歴の確保の方法 図2 更新処理の方法 図3 訂正及び削除前の内容確認ができる</p> <p>問51 訂正削除ができないシステムでもよいのでしょうか。</p> <p>回答 画像データを全く変更できないシステムであり、かつ、保存されているデータがスキャニング直後のデータであることを証明できるシステムであれば、スキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているものとして取り扱われます。</p> <p>解説 規則第3条第5項第2号ニのスキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保の要件は、訂正又は削除前のデータを確実に確認できることを目的にしたものですので、以下のようなシステム(訂正削除ができないシステム)であれば、規則第3条第5項第2号ニの要件を満たすものとして取り扱われます。</p> <p>訂正削除ができないシステムとしては、内容の書き換えができないメディアへのデータの保存が考えられますが、そのような場合であっても確実に確認できることにはならないため、例えば訂正削除できないシステムとして内容の書き換えができない保存媒体の場合で、保存媒体へのデータ記録年月日の記録、保存媒体自体に変更又は複製できない一連番号等を記録し、保存媒体自体の差し替え及び破棄を防止するなど、保存媒体自体の管理が適切に行われていることなどにより、保存されているデータがスキャニング直後のデータであることを証明できるようなシステムであれば、スキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているものとして取り扱われます。</p> <p>なお、訂正又は削除の履歴を確保しているシステムから、訂正削除ができないシステムへデータを移行する場合には、訂正又は削除の履歴も併せて移行する必要があります。</p>	<p>3. ファイル削除機能 3-1. 物理的削除はされない。</p> <p>3-2. 削除処理された文書(全てのバージョン)の内容が確認できる。</p> <p>3-3. 訂正削除ができないシステムの場合、保存されているデータがスキャニング直後のデータであることが証明できる。(保存媒体へのデータ記録年月日の記録、保存媒体自体に変更又は複製できない一連番号等を記録、保存媒体自体の差し替え及び破棄を防止する管理方法がある)</p> <p><b>訂正削除ができないシステムの場合のみ該当する。</b></p> <p>4. ファイル操作履歴機能 4-1. 改訂履歴(改訂年月日、実施担当)を確認できる。</p> <p>4-2. 削除履歴(削除年月日、実施担当)を確認できる。</p> <p><b>【推奨機能】</b> 5. システム移行機能 5-1. 訂正又は削除の履歴も併せて移行できる。</p>
112	<p>規第三条 1 二 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿(以下この号において「関連国税関係帳簿」という。)の記録事項(当該関連国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。</p> <p>規第三条 5 五 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項(当該国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。</p>	<p>(帳簿書類間の関連性の確保の方法)</p> <p>4-32 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。</p> <p>この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。(平17年課総4-5Iにより追加、平成27年課総9-8Iにより改正)</p> <p>(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があることに留意する。</p>	<p>問18 国税関係帳簿については、帳簿間の記録事項の関連性を確認することができるようにしておくこととされていますが、具体的には、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。</p> <p>回答 帳簿間の記録事項の関連性を確認するための記録方法については、取扱通達4-9で例示していますが、それを図示すれば、別紙の図1から3のとおりとなります。(以下略)</p>	<p>6. 属性管理機能 6-1. 帳簿書類間の関連性を確保するための属性(伝票番号、取引案件番号、工事番号、URL等)が存在する、または、前記属性が存在しない場合、前記属性の追加設定ができる。</p> <p>6-2. 帳簿・書類単位で前記属性が設定できる。</p> <p>7. 属性検索機能/リンク機能(URL,URI) 7-1. 帳簿書類間の関連性を確保するための属性が帳簿に記載されていない場合、他の情報源から帳簿書類間の関連性を確保するための属性を確認し、その属性で文書を検索できる。</p> <p>8. 帳簿との関連性がないという条件で検索する機能 8-1. 取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類を電子保存する場合、帳簿と関連性がないことを識別できる。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
113	<p>規第三条 1 三 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム(法第六条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。)以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行うこと。</p> <p>イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類</p> <p>ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類</p> <p>ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書</p> <p>ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)</p>	<p>(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)</p> <p>4-11 規則第3条第1項第3号イからニまで((システム関係書類等の備付け)(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。))に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。</p> <p>なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))(同条第2項において準用する場合を含む。以下4-12及び4-13において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第6号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所(以下4-12において「保存場所」という。))で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p> <p>(1) 同条第1項第3号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類</p> <p>(2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した(システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した)、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類</p> <p>(3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類</p> <p>(4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理(記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。)の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類</p>	<p>問20 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合、操作説明書が備え付けられているものと考えてもよいでしょうか。</p> <p>回答 規則第3条第1項第3号のシステム関係書類等については、書面以外の方法により備え付けることもできる こととしています(取通4-11本文なお書)ので、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合には、それが整然とした形式及び明瞭な状態で画面及び書面に、速やかに出力することができるものであれば、操作説明書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。</p>	<p>9. 操作説明書 以下機能の操作説明が記載されている。 1)タイムスタンプ付与方法の説明 2)文書の新規登録方法の説明 3)記録事項の入力方法の説明 4)検索機能に関する説明 5)帳簿間の相互関連性を確保するための説明 6)訂正履歴の保存方法の説明 7)一括検証方法の説明</p> <p>9. または10. のいずれかを備えること。</p> <p>10. オンラインマニュアル 以下機能の操作説明が画面上に表示される。 1)タイムスタンプ付与方法の説明 2)文書の新規登録方法の説明 3)記録事項の入力方法の説明 4)検索機能に関する説明 5)帳簿間の相互関連性を確保するための説明 6)訂正履歴の保存方法の説明 7)一括検証方法の説明</p>
	<p>規第三条 1 四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</p>	<p>(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)</p> <p>4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「電子計算機及びプログラム」を指すものではないことに留意する。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p> <p>(注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p>	<p>問29 市販ソフトを使用して電磁的記録による保存等を行うおとする場合に、規則第3条のうち訂正加除の履歴の確保、帳簿間の相互関連性の確保及び検索機能の確保の要件を満たすソフトかどうかをどのように確認するのでしょうか。</p> <p>いわゆる市販ソフトのメーカー等は、個々の要件を満たした適切なソフトを開発・販売するものと考えられる ことから、これらに関する事項についてメーカー等の操作説明書等で確認することとなります。</p>	<p>(9. 操作説明書、および、10. オンラインマニュアルに記載)</p>
121	<p>規第三条 1 四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</p>	<p>(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)</p> <p>4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項第4号((マイクロフィルムリーダープリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。(平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問19 電磁的記録による保存等を行う場合には、ディスプレイやプリンタ等を設置することとされていますが、これらの装置の性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。</p> <p>回答 ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていません</p> <p>解説 電磁的記録は、その特性として、肉眼で見えるためにはディスプレイ等に出力する必要がありますが、これらの装置の性能や設置台数等については、税務調査の際には、保存義務者が日常業務に使用しているものを使用することとなること、日常業務用である限り一応の性能及び事業の規模に応じた設置台数等が確保されていると考えられることなどから、法令上特に要件とはされていません。ただし、規則第3条第1項第4号では、ディスプレイ等の備え付けとともに、「速やかに出力することができる」ことも要件とされています。このため、日常業務においてディスプレイ等を常時使用しているような場合には、税務調査では帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に日常業務との調整などを行っておく必要があると考えます。</p>	<p>11. ディスプレイ表示 11-1. 対応機種 以下を満たすディスプレイで表示できる。 ・サイズ: 14inch(35cm)以上 ・カラー: RGB256階調相当以上</p> <p>11-2. 一覧性 ・原稿データを分割せずにディスプレイに表示できる。</p> <p>11-3. 拡大・縮小/表示品質 ・原稿データを拡大または縮小して表示できる。 ・想定する最大サイズの原稿で1ページ全体を画面に表示できる。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
	<p>規第三条 5 六 当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。 イ 整然とした形式であること。 ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭であること。 ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。 ニ 国税庁長官が定めるところにより日本工業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。</p>		<p>問21 電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。 回答 規則第3条第1項第4号において、電磁的記録の画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」と規定されており、この場合の「整然とした形式」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式をいいます(取通4-13)。なお、ディスプレイへの画面表示では、一の記録事項を横スクロールによって表示するような表示形式も認められるものの、当該画面のハードコピーにより書面に出力する場合で、一の記録事項が複数枚の書面に分割して出力されるような出力形式は、一覽的に確認することが困難となることから、整然とした形式に該当しないこととなります。 (注) 出力プログラムを使用した出力においても、上記のように複数の書面に分割した形で出力される形式である場合には認められないこととなります。</p>	<p>12. 印刷 12-1. 対応機種 以下を満たすプリンタで印刷できる。 ・解像度: 200dpi以上 ・カラー: RGB256階調相当以上  12-2. 一覽性 原稿サイズのまま分割せずに紙に印刷できる。  12-3. 拡大・縮小/印刷品質 ・等倍のまま、200dpi+RGB256階調以上で紙に印刷できる。 ・レシート大の原稿について、市販のプリンタで最小用紙サイズまで拡大して紙に印刷できる。 ・想定する最大サイズ(例: A3)の原稿を市販のプリンタを使って、ページ全体を明瞭さを保ったまま1枚の紙に印刷できる。</p>
121	<p>規第三条 6 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、国税関係書類のうち国税庁長官が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号、第二号ハ((2)に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。</p>		<p>問52 スキャナの読取サイズよりも大きい書類を受領した場合、その書類を分割するなどしてスキャナで読み取ることで差支えありませんか。 回答 ディスプレイの画面及び書面に規則第3条第5項第6号の要件を満たし、整然とした形式かつ原稿と同程度に明瞭な状態で、速やかに出力することができれば、どのような入力方法でも差支えありません。 解説 規則第3条第5項第2号イ及びハにおいて、国税関係書類を読み取るに当たっての要件として200dpi以上、赤・緑・青それぞれ256階調以上及び書類の大きさに関する情報を保存することを規定していますが(同条第6項に規定する国税関係書類の場合は、いわゆるグレースケールで保存することが規定されており、また、書類の大きさに関する情報を保存する要件はありません。)、その他は特に規定していませんので、1頁の書類が2頁にまたがるなど、分割して出力されることなく原稿と同程度の出力ができる保存方法として規則第3条第5項第6号の要件を満たしていれば、入力方法については問わないこととされています。 したがって、本来はディスプレイに出力する際にファイル等が分割されることなく整然とした形式で出力することが必要であり、また、仮にA3の書類であれば当然にA3が出力できるプリンタ及びA3サイズの用紙を備え付けるべきですが、たまたま備え付けられているプリンタの最大出力サイズより大きい書類を1枚受領したときは、スキャン文書と元の書類の両方を保存することで差支えありません。  (注) 備え付けられているスキャナがA3サイズに対応していないからといって、国税関係書類を複写機などで縮小コピーしたものをスキャンすることは、法第4条第3項に規定する国税関係書類に記載されている事項をスキャンすることには当たりません。</p>	(11. 表示、および、12. 印刷に記載)
121			<p>問60 規則第3条第5項第6号ハに規定する「拡大又は縮小して出力することが可能であること」とは、A4サイズの書類をA3サイズで出力できないのであればならないのでしょうか。 回答 読み取った書類と同じ用紙サイズの範囲で拡大、縮小できればかまいません。 解説 規則第3条第5項第6号ハで規定されている「拡大又は縮小して出力することが可能であること」とは、ディスプレイ及び書面に書類の一部を拡大して出力することができればよく、拡大することに伴い、用紙のサイズを大きくして記録事項の全てを表示する必要はありません。また、小さな書類(レシート等)を出力する場合にはプリンタ及び用紙サイズの許す範囲で拡大し、又は大きな書類であれば縮小して記録事項の全てを出力ができればかまいません。 その他、例えば入力した書類がA3サイズであればA4用紙で2枚などに分かれることなく整然とした形式であること、保存されている電磁的記録の情報が適切に再現されるよう読み取った書類と同程度に明瞭であることなどが必要となります。</p>	(11. 表示、および、12. 印刷に記載)

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
121			<p>問62 規則第3条第5項第6号ニに規定する国税庁長官が定めるところによる方法で、4ポイントの大きさの文字を認識することが困難である場合に、解像度等はどのように設定して入力すればよいのでしょうか。</p> <p>回答 JIS X6933又はISO 1265-3のテストチャートが手元がないなどの理由で4ポイントの大きさの文字が認識できる解像度等の設定が困難である場合には、読取り解像度が200dpi以上かつ赤・緑・青それぞれ256階調(規則第3条第6項に規定する国税関係書類の場合は、いわゆるグレースケール)以上及び非圧縮(又は可逆圧縮)で入力していれば、4ポイントの大きさの文字が認識できるものとして取り扱われます。</p>	(11. 表示、および、12. 印刷に記載)
122	<p>規第三条 一 五 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。 イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目(以下この号において「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。 ロ 日付け日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。 ハ ニ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。</p>	<p>(検索機能の意義) 4-14 規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問22 規則第3条第1項第5号ハの「ニ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。</p> <p>回答 「A又はB」の組合せは必要ありません。また、段階的な検索ができるものも要件を満たすこととなります。</p> <p>解説 検索機能については、規則第3条第1項第5号で、国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目により、ニ以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることとされています。この場合の二の記録項目の組合せとしては、「AかつB」と「A又はB」とが考えられますが、このうち、「A又はB」の組合せについては、それぞれの記録項目により二度検索するのと実質的に変わらない(当該組合せを求める意味がない)ことから、これを求めないこととしています。また、「ニ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、必ずしも「AかつB」という組合せで検索できることのみをいうのではなく、一の記録項目(例えば「A」)により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目(例えば「B」)により再度検索をする方式も結果は同じであることから要件を満たすこととなります。</p>	<p>13. 条件検索(共通) 13-1. 一課税期間を通して一括検索できる。</p> <p>13-2. 複数の記録媒体にデータが保存されている場合など、一課税期間を通して一括検索できない場合は、四半期などの合理的な期間毎に範囲検索ができる。</p> <p>13-3. ふたつ以上の任意の条件をAND条件で検索できる、もしくは任意のひとつ目の条件の検索結果に対して任意のふたつ目の条件を指定して検索できる。</p> <p>13-4. 全てのバージョンを検索し内容を確認することができる。</p> <p>14. 条件検索(記録項目) 14-1. 既定の記録項目を属性として保持できる。</p> <p>14-2. それぞれ値を条件にして検索できる。</p> <p>14-3. 日付、金額に関する属性について、値の範囲を条件にして検索できる。</p> <p>14-4. 値がないことを条件にして検索できる。</p> <p>15. 条件検索(記録項目以外) 15-1. 書類の種類別(領収書、請求書、見積書、納品書、注文書などの種類別)に検索できる。</p> <p>15-2. 一連番号等の付与により帳簿との関連付けをしている場合には、一連番号等による検索ができる。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
122		<p>(国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目) 4-15 規則第3条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を含み、銀行口座別、取引の相手方別及び商品別等に区分して記録しているときは、当該区分を含むことに留意する。(平17年課総4-5により改正) (1) 仕訳帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (2) 総勘定元帳 記載年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (3) 現金出納帳、売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (4) 売掛金元帳、買掛金元帳などの補助元帳 記録又は取引の年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (5) 固定資産台帳、有価証券台帳及び給与台帳など資産名や社員名で区分して記録している帳簿 資産名又は社員名 (6) 酒税法施行令第52条第1項((記帳義務))に規定する帳簿 受入年月日、受け入れた原料の区分、種別及び数量 (7) 揮発油税法施行令第17条第1項((記帳義務))に規定する帳簿 移入年月日、移入した原料の種類及び数量 (注) 一連番号等により規則第3条第1項第2号((帳簿間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p>	<p>問24 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。また、当社は、保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。 回答 現在使用しているシステムでなくても差し支えありませんが、保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。 1.規則第3条第1項第5号に規定する検索機能については、特に電子計算機についての定めはなく、また、同項第4号に規定する出力機能についても「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機」を備え付けられればよいこととされていることから、これらの規定を満たすことができる電子計算機であれば、現在の業務において使用している電子計算機でなくても差し支えないこととなります。なお、このような場合には、検索に使用する電磁的記録が承認を受けて保存している電磁的記録と同一のものであることを確認できるようにしておく必要があります。2.検索機能については、「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうとされており(取通4-16)、原則として、一課税期間ごとに検索をすることができる必要があります。しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合など、一課税期間を通じて検索することが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。</p>	<p>16. 検索結果表示 16-1. 検索条件にヒットしたもののみがディスプレイに一覧表示できる。 16-2. 検索結果の一覧には各書類の記録事項が含まれる。 <b>【推奨機能】</b> 16-3. 名称で表記できる項目は、コード番号などだけでなく、名称で表記してディスプレイに表示できる。 17. 検索結果印刷 17-1. 検索した結果は、検索条件にヒットしたもののみが紙に印刷できる。 17-2. 検索結果には各書類の記録事項が含まれる。 <b>【推奨機能】</b> 17-3. 名称で表記できる項目は、コード番号などだけでなく、名称で表記して紙に印刷できる。 18. 論理削除検索 18-1. 削除された電子データ(全てのバージョン)を検索し内容を確認することができる。 <b>訂正削除ができるシステムの場合のみ判定する。</b></p>
		<p>(範囲を指定して条件を設定することの意義) 4-16 規則第3条第1項第5号ロ((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間(国税通則法第2条第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下6-11において同じ。)ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問25 国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目において、総勘定元帳の「記載年月日」とは、いつ時点のことをいうのでしょうか。 回答 法人税法施行規則第55条第2項に規定されている総勘定元帳の「記載年月日」とは、仕訳帳から総勘定元帳へ個々の取引を転記している場合は、転記した取引の取引年月日となり、一定期間の取引の合計金額を総勘定元帳に転記している場合は、一般的に複式簿記の原則に従って処理される日(集計対象とした期間の末日など)が記載年月日となります。</p>	<p>(13. 条件検索(共通)、および、14. 条件検索(記録項目)に記載)</p>
		<p>(二以上の任意の記録項目の組合せの意義) 4-17 規則第3条第1項第5号ハ((検索機能の確保))(同条第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせることで条件を設定することができる」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問65 検索結果後の抽出されたデータを、ディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することができれば、検索には多少の時間を要しても構いませんか。 回答 検索開始から終了までも速やかにできなければなりません。 解説 規則第3条第1項第4号及び同条第5項第6号においては、いずれもディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することを義務付けていますが、この「速やかに出力する」とは、具体的には、閲覧対象データを出力するために行った電子計算機の操作の開始時点から出力時点までを速やかにできることを意味しています。この場合、その閲覧対象データを出力するに当たり、データの抽出作業が伴うときには、まず始めに検索を行いその結果抽出されたデータを画面及び書面に出力することから、当然にその検索を開始した時から、該当する書類が画面及び書面に出力されるまでを速やかにできなければならないこととなります。したがって、検索対象となる数量にもよりますが、仮に検索の開始から終了までにはかなりの時間を要するものの、検索後の抽出されたデータについては速やかに出力できるなどという場合には、規則第3条第1項第4号及び同条第5項第6号に規定する速やかに出力できることには該当しないため、抽出されたデータについて速やかに出力することができるだけでなく、検索についても速やかに出力することが必須となってきます。</p>	<p>(16. 検索結果表示に記載)</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
122		<p>(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目) 4-35 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p> <p>(1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称 (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称 (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称 (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称 (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称</p> <p>(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p>		(14. 条件検索(記録項目)に記載)
211	<p>規第三条 5 二 ハ 当該国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する次に掲げる情報を保存すること。 (1) 解像度及び階調に関する情報 (2) 当該国税関係書類の大きさに関する情報</p>			<p>19. 書類の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報の保存 19-1. スキャナで読み取った書類の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存できる。(保存の方法は特に定めない。) 注)適時入力の場合、書類の大きさに関する情報の保存義務はない。</p>
221	<p>規第三条 5 二 ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。</p>	<p>(認定業務) 4-24 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問46 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。 回答 タイムビジネスの信頼性向上を目的として、一般財団法人日本データ通信協会が定める基準を満たすものとして認定された時刻認証業務によって付与され、その有効性が証明されるものです。 また、認定を受けたタイムスタンプ事業者には、「タイムビジネス信頼・安心認定証」が交付され、以下に示す「タイムビジネス信頼・安心認定マーク」を使用できることから、その事業者の時刻認証業務が一般財団法人日本データ通信協会から認定されたものであるか否かについては、この認定マークによって判断することもできます。 (注) 規則第3条第5項第2号ロ(1)及び(2)に規定する要件を満たすものに限ります。</p>	<p>20. タイムスタンプ付与機能 20-1. 対象の電子データに対して、一般財団法人日本データ通信協会の認定を取得したタイムスタンプサービスによるタイムスタンプを付与できる。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
		<p>(一の入力単位の意義) 4-21 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の国税関係書類(レシート等)を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問47 規則第3条第5項第2号ロ(タイムスタンプ)に規定するタイムスタンプについては、「一の入力単位ごと」に付すこととされていますが、このタイムスタンプが一の入力単位ごとに検証できるものである場合には、書類種別や部署ごとの電磁的記録の記録事項にまとめて付してもよいのでしょうか。 回答: まとめてタイムスタンプを付しても差し支えありません。 解説: 規則第3条第5項第2号ロ(タイムスタンプ)の規定によれば、「一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ…を付すこと」とされています。 このタイムスタンプを付す方法については、①一の入力単位である単ファイルごとにタイムスタンプを付す方法及び②複数ファイルにまとめてタイムスタンプを付す方法が考えられます。 上記②の方法の改ざんの検証については、通常、複数ファイルのうち1つの単ファイルが改ざんされた場合には、その複数ファイルのうち改ざんされた単ファイルのみを検証することができないため、その複数ファイルの全体について、変更されていないことの確認ができなくなります。 しかしながら、上記②の方法の改ざんの検証については、単ファイルのハッシュ値を束ねて階層化した上でまとめてタイムスタンプを付す技術を使用する方法によりタイムスタンプを付した場合には、改ざんされた単ファイルのみを検証することができ、また、このような方法であれば、一の入力単位である単ファイルごとにその単ファイルのハッシュ値を通じてタイムスタンプを付している状態となり、実質的には「一の入力単位ごと」にタイムスタンプを付しているものと解することができます。 したがって、このような方法であれば、まとめてタイムスタンプを付しても差し支えありません。</p>	<p>※タイムスタンプまとめ打ちの機能については評価しません。</p>
221	<p>規第三条 5 二 ロ (1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間(国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。</p>	<p>(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示) 4-23 規則第3条第5項第2号ロ(1)((タイムスタンプ))に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。(平成27年課総9-8により追加)</p>		<p>21. タイムスタンプ検証機能 21-1. タイムスタンプ付与後の電子データおよびタイムスタンプの変更の有無を一の入力単位ごとに確認できる。 (国税庁Q&amp;A問47解説で説明されている”実質的には「一の入力単位ごと」にタイムスタンプを付しているものと解する”場合も含まれます。)</p> <p>21-2. タイムスタンプの信頼性の問題(有効期限切れ)があった場合は検知できる。</p> <p>【推奨機能】 21-3. タイムスタンプの時刻を確認できる。</p> <p>【推奨機能】 22. タイムスタンプの有効期限延長対策 22-1. タイムスタンプ有効期限を延長するためのフォーマットまたは手段を有する(例:有効期限延可能なフォーマットで保存できる。(対象がPDFファイルである場合はETSI TS 102 778-4に準拠する等)/有効期間延長機能を有する等)</p> <p>平成29年4月1日以後に開始する欠損金額の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間となるため、タイムスタンプの有効期限延長対策が必要になります。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
221		(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保) 4-22 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)		(21-1に記載)
221	規第三条 5 二 ロ (2) 課税期間(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第九号(定義)に規定する課税期間をいう。)中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。		問48 平成27年度の税制改正前の電子帳簿保存法取扱通達4-27(読み取る際の意義)が廃止されています。この通達では、タイムスタンプは「スキャナで読み取った後24時間以内」に付せばよいこととされていましたが、この取扱いが改正後も同様となりますか。 回答: 平成27年度の税制改正後のスキャナ保存の要件を適用する場合には、当該通達は既に廃止されているため、適用はなく、タイムスタンプについては、国税関係書類をスキャナで読み取った際にタイムスタンプを付す必要があります。 解説: 平成27年度の税制改正前の電子帳簿保存法取扱通達4-27(読み取る際の意義)については、スキャナで読み取った際に一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に電子署名を行うこととされ、タイムスタンプは個々の国税関係書類をスキャナで読み取った日(電子署名を行った日)を特定するために付すものとの位置付けでした。 旧通達4-27は、このタイムスタンプを付す場合には、スキャナで読み取った後24時間以内であっても、電子署名によりスキャナで読み取った日を特定することができることを踏まえ、これを前提に制定された通達でした。 また、電子署名に係る「スキャナで読み取る際」の意義などについて、従前は、原則として国税関係書類をスキャナで読み取り、正しくスキャンされていることを確認した都度、電子署名を行うこととしていたところですが、今般、平成27年度の税制改正によりこの電子署名の要件が不要とされ、タイムスタンプを付す場合の「スキャナで読み取る際」についても、改正前の電子署名と同様に、原則として国税関係書類をスキャナで読み取り、正しくスキャンされていることを確認した都度、タイムスタンプを付すことが必要となります(規則35二ロ)。	23. タイムスタンプ一括検証機能 23-1. 指定された複数のデータおよびタイムスタンプに対して一括して21-1、21-2の機能を実行できる。
231	規第三条 5 三 当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。	(入力者等の情報の確認の意義) 4-29 規則第3条第5項第3号((入力者等の情報の確認))に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことに留意する。(平成27年課総9-8により追加)	問53 規則第3条第5項第3号は、「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」と規定していますが、電子署名を行うことによってこの要件を満たしますか。 電子署名を行うことによって、入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができれば、この要件を満たします。 平成27年度の税制改正により、国税関係書類をスキャナで読み取る際の電子署名の要件が不要とされ、これに代え、国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことが要件とされました。このため、平成27年度の税制改正後において、規則第3条第5項第3号(入力者等の情報の確認)の規定は、電子署名を行うことを規定したものではありませんが、電子署名を行うことによっても、入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるため、この要件を満たすと考えられます。	<b>【推奨機能】</b> 24. 入力者の記録 ※本機能はソフトウェアの機能での対応は任意です。 24-1. 書類に係る記録事項の入力を行った者、又はその者を直接監督する者の、氏名・部署名等個人を特定できる社員情報を記録できる。 24-2. 上記24-1. の記録を書類毎に確認することができる。
241			問23: 国税関係帳簿書類の電磁的記録について、外部記憶媒体へ保存することとする場合の要件はどのようなものがありますか。 回答: 記憶媒体の種類にかかわらず保存要件は同じであり、外部記憶媒体に限った要件はありません。 解説: 電子帳簿保存法では、記憶媒体や保存すべき電磁的記録を限定する規定はないことから、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の媒体については保存義務者が任意に選択することができることとなります(取通4-1)。 また、保存要件に関しても記憶媒体ごとに規定されていないことから、いずれの記憶媒体であっても同一の要件が適用されることとなります。 なお、実際のデータの保存に際しては、サーバ等で保存していた電磁的記録と外部記憶媒体に保存している電磁的記録は当然に同一のものでなければなりません。このため、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。	<b>【推奨機能】</b> 25. バックアップ機能 25-1. データ欠損を防ぐため、バックアップデータを保存できる。 25-2. サーバ等で保存されていたデータと同一内容を、バックアップデータとして外部記録媒体に保存できる。 25-3. 外部記録媒体に保存したバックアップデータと同一内容を、サーバ等に復元できる。

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
241			<p>問24: 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。また、当社は、保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。                      回答: 現在使用しているシステムでなくても差し支えありませんが、保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。                      解説: 1 規則第3条第1項第5号に規定する検索機能については、特に電子計算機についての定めはなく、また、同項第4号に規定する出力機能についても「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機」を備え付けばよいこととされていることから、これらの規定を満たすことができる電子計算機であれば、現在の業務において使用している電子計算機でなくても差し支えないこととなります。                      なお、このような場合には、検索に使用する電磁的記録が承認を受けて保存している電磁的記録と同一のものであることを確認できるようにしておく必要があります。                      2 検索機能については、「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとの「国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいう」とされており(取通4-16)、原則として、一課税期間ごとに検索をすることができる必要があります。                      しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合など、一課税期間を通じて検索することが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。</p>	(25-3に記載)
			<p>問26: バックアップデータの保存は要件となっていますか。                      回答: バックアップデータの保存は要件ではありません。                      解説: バックアップデータの保存については法令上の要件とはなっていませんが、電磁的記録は、記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による記録状態の劣化等が生じるおそれがあることからすれば、保存期間中の可視性の確保という観点から、バックアップデータを保存することが望まれます。                      また、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。</p>	(25. バックアップ機能に記載)
251	<p>JIIMA「適正事務処理要件」による税務関係書類の電子化保存 運用ガイドライン Ver.3.0より</p> <p>(4)機密性を確保するための機能</p> <p>①アクセス管理                      情報の利用範囲、更新履歴、機密度等に応じた管理区分を設定できる機能を持ち、情報にアクセスしようとする者を識別し認証する機能</p> <p>②アクセス権限設定                      情報の利用範囲、更新履歴、機密度等に応じた利用者のアクセス権限を設定できる機能。</p> <p>③不正アクセス排除                      不正なアクセスを排除する機能</p> <p>④利用者ログ管理                      利用者が情報にアクセスした記録をログとして保存し、それを追跡調査できる機能。</p>			<p><b>【推奨機能】</b></p> <p>26. 機密性を確保するための機能</p> <p>26-1. アクセス管理                      情報の利用範囲、更新履歴、機密度等に応じた管理区分を設定できる機能を持ち、情報にアクセスしようとする者を識別し認識する機能。</p> <p>26-2. アクセス権限設定                      情報の利用範囲、更新履歴、機密度等に応じた利用者のアクセス権限を設定できる機能。</p> <p>26-3. 不正アクセス排除                      不正なアクセスを排除する機能。</p> <p>26-4. 利用者ログ管理                      利用者が情報にアクセスした記録をログとして保存し、それを追跡調査できる機能。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
111	<p>規第三条 法第四条第一項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。</p> <p>一 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。)を使用すること。</p> <p>イ 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p> <p>ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。</p>	<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</p> <p>4-29 規則第3条第5項第2号ニ(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問14 貸借の勘定科目は同一で、金額をマイナスで入力する訂正の方法は、いわゆる反対仕訳の方法による訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなりますか。</p> <p>回答 訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなります。</p> <p>解説 いわゆる反対仕訳による方法は、当該反対仕訳に当初の仕訳を特定することができる情報が付加されていれば、規則第3条第1項第1号イに規定する訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなります(取通4-6)が、その仕訳の方法については、いわゆる総額方式や純額方式などがあり、特に限定していません。</p> <p>その場合において、貸借の勘定科目は同一で金額をマイナスで入力する方法も、いわゆる反対仕訳の方法の一類型と考えられます。</p>	<p>1. ファイル登録機能 1-1. 文書を保存(新規保存)できる。</p> <p>2. ファイルバージョン管理機能 2-1. ヴァージョン管理(改訂保存)ができる。</p> <p>2-2. 過去バージョンの文書に対して、新たにスキャンしたバージョンの文書を追加で保存できる。(別添図1を参照)</p>
	<p>規第三条 5 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。(中略)</p> <p>二二 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p>	<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)</p> <p>4-30 規則第3条第5項第2号ニ(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問57 市販のバージョン管理ソフトを使用すれば、規則第3条第5項第2号ニに規定する訂正又は削除の履歴の確保(バージョン管理)の要件を満たしているといえるのでしょうか。</p> <p>回答 市販のバージョン管理ソフトを使用しても、必ずしも要件を満たしているとはいえません。</p> <p>解説 ソフト業界などでは、一般に新聞の版数管理のような、新しく作り直したものを第2版、第3版と関連付けていくことがバージョン管理と認識されていますが、スキャナ保存の要件であるバージョン管理においては、訂正したものを上書き保存するのではなく、その訂正の履歴を残すため第2版、第3版として管理(保存)するので、その内容は異なり、市販されているソフトには前者をバージョン管理とするものも存在するため、市販のバージョン管理ソフトを使用しているからといって、全てスキャナ保存の要件を満たしていることにはなりません。</p> <p>なお、スキャナ保存の要件であるバージョン管理とは、次に掲げることを全て満たすものである必要があります。</p> <p>1 スキャナで読み取った電子データは必ず初版として保存し、既に保存されているデータを改訂したもの以外は第2版以降として保存されないこと 2 更新処理ができるのは一番新しいバージョンのみとすること 3 削除は物理的に行わず、削除フラグを立てるなど形式的に行うこととし、全ての版及び訂正した場合は訂正前の内容が確認できること 4 削除されたデータについても検索を行うことができること</p>	<p>2-3. 全てのバージョンの内容が確認できる。</p> <p>2-4. 過去バージョン(最新バージョン以外全て)の内容を保存(改訂保存)できない。</p> <p>2-5. 全てのバージョンは関連性を持たせて保存できる。</p> <p>2-6. 改訂時は、改訂年月日を追記保存する。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
111		<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)</p> <p>4-31 規則第3条第5項第2号ニ(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問58 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。</p> <p>回答 スキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保については取扱通達4-29及び4-31で例示していますが、それを図示すれば次の図1から3のとおりです。</p> <p>図1 訂正削除履歴の確保の方法 図2 更新処理の方法 図3 訂正及び削除前の内容確認ができる</p> <p>問59 訂正削除ができないシステムでもよいのでしょうか。</p> <p>回答 画像データを全く変更できないシステムであり、かつ、保存されているデータがスキャニング直後のデータであることを証明できるシステムであれば、スキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているものとして取り扱われます。</p> <p>解説 規則第3条第5項第2号ニのスキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保の要件は、訂正又は削除前のデータを確実に確認できることを目的としたものですので、以下のようなシステム(訂正削除ができないシステム)であれば、規則第3条第5項第2号ニの要件を満たすものとして取り扱われます。</p> <p>訂正削除ができないシステムとしては、内容の書き換えができないメディアへのデータの保存が考えられますが、そのような場合であっても確実に確認できることにはならないため、例えば訂正削除できないシステムとして内容の書き換えができない保存媒体の場合で、保存媒体へのデータ記録年月日の記録、保存媒体自体に変更又は複製できない一連番号等を記録し、保存媒体自体の差し替え及び破棄を防止するなど、保存媒体自体の管理が適切に行われていることなどにより、保存されているデータがスキャニング直後のデータであることを証明できるようなシステムであれば、スキャナ保存における訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているものとして取り扱われます。</p> <p>なお、訂正又は削除の履歴を確保しているシステムから、訂正削除ができないシステムへデータを移行する場合には、訂正又は削除の履歴も併せて移行する必要があります。</p>	<p>3. ファイル削除機能 3-1. 物理的削除はされない。</p> <p>3-2. 削除処理された文書(全てのバージョン)の内容が確認できる。</p> <p>3-3. 訂正削除ができないシステムの場合、保存されているデータがスキャニング直後のデータであることが証明できる。(保存媒体へのデータ記録年月日の記録、保存媒体自体に変更又は複製できない一連番号等を記録、保存媒体自体の差し替え及び破棄を防止する管理方法がある)</p> <p><b>訂正削除ができないシステムの場合のみ該当する。</b></p> <p>4. ファイル操作履歴機能 4-1. 改訂履歴(改訂年月日、実施担当)を確認できる。</p> <p>4-2. 削除履歴(削除年月日、実施担当)を確認できる。</p> <p><b>【推奨機能】</b> 5. システム移行機能 5-1. 訂正又は削除の履歴も併せて移行できる。</p>
112	<p>規第三条 1 二 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿(以下この号において「関連国税関係帳簿」という。)の記録事項(当該関連国税関係帳簿が、法第四条第一項 又は第五条第一項 若しくは第三項 の承認を受けているものである場合には、当該関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。</p> <p>規第三条 5 五 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項(当該国税関係帳簿が、法第四条第一項 又は第五条第一項 若しくは第三項 の承認を受けているものである場合には、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。</p>	<p>(帳簿書類間の関連性の確保の方法)</p> <p>4-36 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保)に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。</p> <p>この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p> <p>(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があることに留意する。</p>	<p>問18 国税関係帳簿については、帳簿間の記録事項の関連性を確認することができるようにしておくこととされていますが、具体的には、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。</p> <p>回答 帳簿間の記録事項の関連性を確認するための記録方法については、取扱通達4-9で例示していますが、それを図示すれば、別紙の図1から3のとおりとなります。(以下略)</p>	<p>6. 属性管理機能 6-1. 帳簿書類間の関連性を確保するための属性(伝票番号、取引案件番号、工事番号、URL等)が存在する、または、前記属性が存在しない場合、前記属性の追加設定ができる。</p> <p>6-2. 帳簿・書類単位で前記属性が設定できる。</p> <p>7. 属性検索機能/リンク機能(URL/LURI) 7-1. 帳簿書類間の関連性を確保するための属性が帳簿に記載されていない場合、他の情報源から帳簿書類間の関連性を確保するための属性を確認し、その属性で文書を検索できる。</p> <p>8. 帳簿との関連性がないという条件で検索する機能 8-1. 取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類を電子保存する場合、帳簿と関連性がないことを識別できる。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
113	<p>規第三条 1 三 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム(法第六条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行うこと。</p> <p>イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類</p> <p>ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類</p> <p>ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書</p> <p>ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類)</p>	<p>(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)</p> <p>4-11 規則第3条第1項第3号イからニまで((システム関係書類等の備付け)(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。))に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。</p> <p>なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))(同条第2項において準用する場合を含む。以下4-12及び4-13において同じ。))に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第6号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所(以下4-12において「保存場所」という。))で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとするときは、これを認める。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p> <p>(1) 同条第1項第3号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類</p> <p>(2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した(システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した)、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類</p> <p>(3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類</p> <p>(4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理(記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。)の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類</p>	<p>問20 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合、操作説明書が備え付けられているものと考えてもよいでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>規則第3条第1項第3号のシステム関係書類等については、書面以外の方法により備え付けることもできることとしています(取扱通達4-11本文なお書)ので、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合には、それが整然とした形式及び明瞭な状態で画面及び書面に、速やかに出力することができるものであれば、操作説明書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。</p>	<p>9. 操作説明書 以下機能の操作説明が記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)タイムスタンプ付与方法の説明</li> <li>2)文書の新規登録方法の説明</li> <li>3)記録事項の入力方法の説明</li> <li>4)検索機能に関する説明</li> <li>5)帳簿間の相互関連性を確保するための説明</li> <li>6)訂正履歴の保存方法の説明</li> <li>7)一括検証方法の説明</li> </ol> <p><b>9. または10. のいずれかを備えること。</b></p> <p>10. オンラインマニュアル 以下機能の操作説明が画面上に表示される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)タイムスタンプ付与方法の説明</li> <li>2)文書の新規登録方法の説明</li> <li>3)記録事項の入力方法の説明</li> <li>4)検索機能に関する説明</li> <li>5)帳簿間の相互関連性を確保するための説明</li> <li>6)訂正履歴の保存方法の説明</li> <li>7)一括検証方法の説明</li> </ol>
	<p>規第三条 1 四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</p>	<p>(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)</p> <p>4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「電子計算機及びプログラム」を指すものではないことに留意する。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p> <p>(注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができる場合は、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p>	<p>問29 市販ソフトを使用して電磁的記録による保存等を行うおとする場合に、規則第3条のうち訂正削除の履歴の確保、帳簿間の相互関連性の確保及び検索機能の確保の要件を満たすソフトかどうかをどのように確認するのでしょうか。</p> <p>いわゆる市販ソフトのメーカー等は、個々の要件を満たした適切なソフトを開発・販売するものと考えられることから、これらに関する事項についてメーカー等の操作説明書等で確認することとなります。</p>	<p>(9. 操作説明書、および、10. オンラインマニュアルに記載)</p>
121	<p>規第三条 1 四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</p>	<p>(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)</p> <p>4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項第4号((マイクロフィルムリーダプリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。(平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問19 電磁的記録による保存等を行う場合には、ディスプレイやプリンタ等を設置することとされていますが、これらの装置の性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。</p> <p>回答</p> <p>ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていません</p> <p>解説</p> <p>電磁的記録は、その特性として、肉眼で見るとディスプレイ等に出す必要がありますが、これらの装置の性能や設置台数等については、税務調査の際には、保存義務者が日常業務に使用しているものを使用することとなること、日常業務用である限り一応の性能及び事業の規模に応じた設置台数等が確保されていると考えられることなどから、法令上特に要件とはされていません。ただし、規則第3条第1項第4号では、ディスプレイ等の備え付けとともに、「速やかに出力することができる」ことも要件とされています。このため、日常業務においてディスプレイ等を常時使用しているような場合には、税務調査では帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に日常業務との調整などを行っておく必要があると考えます。</p>	<p>11. ディスプレイ表示</p> <p>11-1. 対応機種 以下を満たすディスプレイで表示できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイズ: 14inch(35cm)以上</li> <li>・カラー: RGB256階調相当以上</li> </ul> <p>11-2. 一覧性 ・原稿データを分割せずにディスプレイに表示できる。</p> <p>11-3. 拡大・縮小/表示品質 ・原稿データを拡大または縮小して表示できる。 ・想定する最大サイズで1ページ全体を画面に表示できる。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
	<p>規第三条 5 六 当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。</p> <p>イ 整然とした形式であること。</p> <p>ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭であること。</p> <p>ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。</p> <p>ニ 国税庁長官が定めるところにより日本工業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。</p>		<p>問21 電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。</p> <p>回答 規則第3条第1項第4号において、電磁的記録の画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」と規定されており、この場合の「整然とした形式」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式をいいます(取扱通達4-13)。なお、ディスプレイへの画面表示では、一の記録事項を横スクロールによって表示するような表示形式も認められるものの、当該画面のハードコピーにより書面に出力する場合で、一の記録事項が複数枚の書面に分割して出力されるような出力形式は、一覽的に確認することが困難となることから、整然とした形式に該当しないこととなります。</p> <p>(注) 出力プログラムを使用した出力においても、上記のように複数の書面に分割した形で出力される形式である場合には認められないこととなります。</p>	<p>12. 印刷 12-1. 対応機種 以下を満たすプリンタで印刷できる。 ・解像度: 200dpi以上 ・カラー: RGB256階調相当以上</p> <p>12-2. 一覽性 原稿サイズのまま分割せずに紙に印刷できる。</p> <p>12-3. 拡大・縮小/印刷品質 ・等倍のまま、200dpi+RGB256階調以上で紙に印刷できる。 ・レシート大の原稿について、市販のプリンタで最小用紙サイズまで拡大して紙に印刷できる。 ・想定する最大サイズ(例:A3)の原稿を市販のプリンタを使って、ページ全体を明瞭さを保ったまま1枚の紙に印刷できる。</p>
121	<p>規第三条 6 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、国税関係書類のうち国税庁長官が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号、第二号ハ((2)に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号ロ中「(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに)」とあるのは「、又は当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合におけるその作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。</p>		<p>問60 スキャナの読取サイズよりも大きい書類を受領した場合、その書類を分割するなどしてスキャナで読み取ることで差支えありませんか。</p> <p>回答 ディスプレイの画面及び書面に規則第3条第5項第6号の要件を満たし、整然とした形式かつ原稿と同程度に明瞭な状態で、速やかに出力することができれば、どのような入力方法でも差支えありません。</p> <p>解説 規則第3条第5項第2号イ及びハにおいて、国税関係書類を読み取るに当たっての要件として200dpi以上、赤・緑・青それぞれ256階調以上及び書類の大きさに関する情報を保存することを規定していますが(国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該書類の大きさがA4以下であるときは、書類の大きさに関する情報を保存する要件はありません。また、同条第6項に規定する国税関係書類の場合は、いわゆるグレースケールで保存することが規定されており、書類の大きさに関する情報を保存する要件はありません。)、その他は特に規定していませんので、1頁の書類が2頁にまたがるなど、分割して出力されることなく原稿と同程度の出力ができる保存方法として規則第3条第5項第6号の要件を満たしていれば、入力方法については問わないこととされています。</p> <p>したがって、本来はディスプレイに出力する際にファイル等が分割されることなく整然とした形式で出力することが必要であり、また、仮にA3の書類であれば当然にA3が出力できるプリンタ及びA3サイズの用紙を備え付けるべきですが、たまたま備え付けられているプリンタの最大出力サイズより大きい書類を1枚受領したときは、スキャン文書と元の書類の両方を保存することで差支えありません。</p> <p>(注) 備え付けられているスキャナがA3サイズに対応していないからといって、国税関係書類を複写機などで縮小コピーしたものをスキャンすることは、法第4条第3項に規定する国税関係書類に記載されている事項をスキャンすることには当たりません。</p>	(11. 表示、 および、 12. 印刷に記載)
			<p>問75 規則第3条第5項第6号ハに規定する「拡大又は縮小して出力することが可能であること。」とは、A4サイズの書類をA3サイズで出力できないのであればならないのでしょうか。</p> <p>回答 読み取った書類と同じ用紙サイズの範囲で拡大、縮小できればかまいません。</p> <p>解説 規則第3条第5項第6号ハで規定されている「拡大又は縮小して出力することが可能であること」とは、ディスプレイ及び書面に書類の一部分を拡大して出力することができればよく、拡大することに伴い、用紙のサイズを大きくして記録事項の全てを表示する必要はありません。また、小さな書類(レシート等)を出力する場合にはプリンタ及び用紙サイズの許す範囲で拡大し、又は大きな書類であれば縮小して記録事項の全てを出力できればかまいません。</p> <p>その他、例えば入力した書類がA3サイズであればA4用紙で2枚などに分かれることなく整然とした形式であること、保存されている電磁的記録の情報が適切に再現されるよう読み取った書類と同程度に明瞭であることなどが必要となります。</p>	(11. 表示、 および、 12. 印刷に記載)

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
121			<p>問77 規則第3条第5項第6号ニに規定する国税庁長官が定めるところによる方法で、4ポイントの大きさの文字を認識することが困難である場合に、解像度等はどのように設定して入力すればよいのでしょうか。</p> <p>回答 JIS X6933又はISO 12653-3のテストチャートが手元にないなどの理由で4ポイントの大きさの文字が認識できる解像度等の設定が困難である場合には、読取り解像度が200dpi以上かつ赤・緑・青それぞれ256階調(規則第3条第6項に規定する国税関係書類の場合は、いわゆるグレースケール)以上及び非圧縮(又は可逆圧縮)で入力していれば、4ポイントの大きさの文字が認識できるものとして取り扱われます。</p>	(11. 表示、および、12. 印刷に記載)
122	<p>規第三条 1 五 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。 イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目(以下この号において「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。 ロ 日付け日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。 ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。</p>	<p>(検索機能の意義) 4-14 規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問22 規則第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。</p> <p>回答 「A又はB」の組合せは必要ありません。また、段階的な検索ができるものも要件を満たすこととなります。</p> <p>解説 検索機能については、規則第3条第1項第5号で、国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目により、二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることとされています。この場合の二の記録項目の組合せとしては、「AかつB」と「A又はB」とが考えられますが、このうち、「A又はB」の組合せについては、それぞれの記録項目により二度検索することと実質的に変わらない(当該組合せを求める意味がない)ことから、これを求めないこととしています。また、「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、必ずしも「AかつB」という組合せで検索できることのみをいうのではなく、一の記録項目(例えば「A」)により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目(例えば「B」)により再度検索をする方式も結果は同じであることから要件を満たすこととなります。</p>	<p>13. 条件検索(共通) 13-1. 一課税期間を通して一括検索できる。</p> <p>13-2. 複数の記録媒体にデータが保存されている場合など、一課税期間を通して一括検索できない場合は、四半期などの合理的な期間毎に範囲検索ができる。</p> <p>13-3. ふたつ以上の任意の条件をAND条件で検索できる、もしくは任意のひとつ目の条件の検索結果に対して任意のふたつ目の条件を指定して検索できる。</p> <p>13-4. 全てのバージョンを検索し内容を確認することができる。</p> <p>14. 条件検索(記録項目) 14-1. 既定の記録項目を属性として保持できる。</p> <p>14-2. それぞれ値を条件にして検索できる。</p> <p>14-3. 日付、金額に関する属性について、値の範囲を条件にして検索できる。</p> <p>14-4. 値がないことを条件にして検索できる。</p> <p>15. 条件検索(記録項目以外) 15-1. 書類の種類別(領収書、請求書、見積書、納品書、注文書などの種類別)に検索できる。</p> <p>15-2. 一連番号等の付与により帳簿との関連付けをしている場合には、一連番号等による検索ができる。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
122		<p>(国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目) 4-15 規則第3条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を含み、銀行口座別、取引の相手方別及び商品別等に区分して記録しているときは、当該区分を含むことに留意する。(平17年課総4-5により改正)</p> <p>(1) 仕訳帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (2) 総勘定元帳 記載年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (3) 現金出納帳、売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額 (4) 売掛金元帳、買掛金元帳などの補助元帳 記録又は取引の年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額 (5) 固定資産台帳、有価証券台帳及び給与台帳など資産名や社員名で区分して記録している帳簿 資産名又は社員名 (6) 酒税法施行令第52条第1項((記帳義務))に規定する帳簿 受入年月日、受け入れた原料の区分、種別及び数量 (7) 揮発油税法施行令第17条第1項((記帳義務))に規定する帳簿 移入年月日、移入した原料の種類及び数量 (注) 一連番号等により規則第3条第1項第2号((帳簿間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p>	<p>問24 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。また、当社は、保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。 回答 現在使用しているシステムでなくても差し支えありませんが、保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。 1.規則第3条第1項第5号に規定する検索機能については、特に電子計算機についての定めはなく、また、同項第4号に規定する出力機能についても「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機」を備え付けられればよいこととされていることから、これらの規定を満たすことができる電子計算機であれば、現在の業務において使用している電子計算機でなくても差し支えないこととなります。なお、このような場合には、検索に使用する電磁的記録が承認を受けて保存している電磁的記録と同一のものであることを確認できるようにしておく必要があります。2 検索機能については、「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうとされており(取扱通達4-16)、原則として、一課税期間ごとに検索をすることができる必要があります。しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合など、一課税期間を通じて検索することが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。</p>	<p>16. 検索結果表示 16-1. 検索条件にヒットしたもののみがディスプレイに一覧表示できる。 16-2. 検索結果の一覧には各書類の記録事項が含まれる。 <b>【推奨機能】</b> 16-3. 名称で表記できる項目は、コード番号などだけでなく、名称で表記してディスプレイに表示できる。 17. 検索結果印刷 17-1. 検索した結果は、検索条件にヒットしたもののみが紙に印刷できる。 17-2. 検索結果には各書類の記録事項が含まれる。 <b>【推奨機能】</b> 17-3. 名称で表記できる項目は、コード番号などだけでなく、名称で表記して紙に印刷できる。 18. 論理削除検索 18-1. 削除された電子データ(全てのバージョン)を検索し内容を確認することができる。 <b>訂正削除ができるシステムの場合のみ該当する。</b></p>
		<p>(範囲を指定して条件を設定することの意義) 4-16 規則第3条第1項第5号ロ((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間(国税通則法第2条第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下6-11において同じ。)ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問25 国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目において、総勘定元帳の「記載年月日」とは、いつ時点のことをいうのでしょうか。 回答 法人税法施行規則第55条第2項に規定されている総勘定元帳の「記載年月日」とは、仕訳帳から総勘定元帳へ個々の取引を転記している場合は、転記した取引の取引年月日となり、一定期間の取引の合計金額を総勘定元帳に転記している場合は、一般的に複式簿記の原則に従って処理される日(集計対象とした期間の末日など)が記載年月日となります。</p>	<p>(13. 条件検索(共通)、および、14. 条件検索(記録項目)に記載)</p>
		<p>(二以上の任意の記録項目の組合せの意義) 4-17 規則第3条第1項第5号ハ((検索機能の確保))(同条第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせることで条件を設定することができる」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。(平17年課総4-5、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問80 検索結果後の抽出されたデータを、ディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することができれば、検索には多少の時間を要しても構いませんか。 回答 検索開始から終了までも速やかにできなければなりません。 解説 規則第3条第1項第4号及び同条第5項第6号においては、いずれもディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することを義務付けていますが、この「速やかに出力する」とは、具体的には、閲覧対象データを出力するために行った電子計算機の操作の開始時点から出力時点までを速やかにできることを意味しています。この場合、その閲覧対象データを出力するに当たり、データの抽出作業が伴うときには、まず始めに検索を行いその結果抽出されたデータを画面及び書面に出力することから、当然にその検索を開始した時から、該当する書類が画面及び書面に出力されるまでを速やかにできなければならないこととなります。したがって、検索対象となる数量にもよりますが、仮に検索の開始から終了までにはかなりの時間を要するものの、検索後の抽出されたデータについては速やかに出力できるなどという場合には、規則第3条第1項第4号及び同条第5項第6号に規定する速やかに出力できることには該当しないため、抽出されたデータについて速やかに出力することができるだけでなく、検索についても速やかにできることが必須となってきます。</p>	<p>(16. 検索結果表示に記載)</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
122		<p>(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目) 4-39 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p> <p>(1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称 (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称 (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称 (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称 (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称</p> <p>(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p>		(14. 条件検索(記録項目)に記載)
211	<p>規第三条 5 二 ハ 当該国税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。)を保存すること。 (1)解像度及び階調に関する情報 (2)当該国税関係書類の大きさに関する情報</p>	<p>(日本工業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義) 4-28 規則第3条第5項第2号ハ括弧書に規定する「当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格A列4番以下であるとき」における、規則第3条第5項第2号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該国税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。(平成28年課総10-15により追加)</p>	<p>問34 スマートフォンやデジタルカメラ等を使用して読み取りを行った場合、解像度について、規則第3条第5項第2号イ(1)に規定する「スキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上」の要件を満たしていることをどのように判断するのでしょうか。 回答 読み取った書類の大きさと画素数を基に判断することとなります。 解説 A4サイズの大きさの書類を例にとると、A4サイズの紙の大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルであり、1インチは25.4ミリメートルです。このA4サイズの紙の大きさは、インチ換算すると、縦約11.69インチ、横約8.27インチになります。これを画素に換算すると、縦11.69インチ×200ドット=2,338画素、横8.27インチ×200ドット=1,654画素、そして総画素を算出すると2,338画素×1,654画素=3,876,052画素になります。 したがって、A4サイズの紙が規則第3条第5項第2号イ(1)に規定する解像度の要件を満たすためには、約388万画素以上が必要となり(A4サイズを画面最大で保存する際に必要な画素数です。)、このように、読み取った書類の大きさと画素数を基に解像度の要件が満たされていることを判断することとなります。 また、機器によっては、A4サイズと縦横比が異なっている場合もあることから、そのような場合には、縦2,338画素、横1,654画素をそれぞれ満たしている必要があります。 なお、スマートフォンやデジタルカメラ等で読み取りを行った場合、画像の解像度が72dpiと表示される場合がありますが、これは、デジタルスチルカメラ用画像ファイルフォーマット規格(一般社団法人カメラ映像機器工業会・社団法人電子情報技術産業協会 策定)において、「画像の解像度が不明のときには72dpiを記録しなければならない。」とされていることにより表示されるものであり、必ずしも画像の解像度を取得できているわけではありませぬ。 おつて、階調に関する情報の保存については、例えば、赤・緑・青、各256階調の場合、Exifの「Bits Per Sample」のタグに「8 8 8」が格納され、ファイルのプロパティに「24ビット」と表示されるなど、その階調が分かる情報が保存されれば良いこととなります。</p>	<p>19. 書類の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報の保存 19-1. スキャナで読み取った書類の解像度または画素数、階調及び書類の大きさに関する情報を保存できる。(保存の方法は特に定めない。)</p> <p>注1)書類の作成又は受領をする者が書類をスキャナで読み取る場合で、書類の大きさが日本工業規格A4以下であるときは、 ①書類の大きさに関する情報の保存義務はない。 ②解像度に関する情報の保存は、画素数の保存でもよい。 注2)適時入力の場合、書類の大きさに関する情報の保存義務はない。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
	<p>規第三条 5 二 口 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに)、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。</p>	<p>(認定業務) 4-27 規則第3条第5項第2号口((タイムスタンプ))に規定する一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問54 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。 回答 タイムビジネスの信頼性向上を目的として、一般財団法人日本データ通信協会が定める基準を満たすものとして認定された時刻認証業務によって付与され、その有効性が証明されるものです。 また、認定を受けたタイムスタンプ事業者には、「タイムビジネス信頼・安心認定証」が交付され、以下に示す「タイムビジネス信頼・安心認定マーク」を使用できることから、その事業者の時刻認証業務が一般財団法人日本データ通信協会から認定されたものであるか否かについては、この認定マークによって判断することもできます。 (注) 規則第3条第5項第2号口(1)及び(2)に規定する要件を満たすものに限ります。</p>	<p>20. タイムスタンプ付与機能 20-1. 対象の電子データに対して、一般財団法人日本データ通信協会の認定を取得したタイムスタンプサービスによるタイムスタンプを付与できる。</p>
221		<p>(一の入力単位の意義) 4-24 規則第3条第5項第2号口((タイムスタンプ))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の国税関係書類(レント等)を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)</p>	<p>問55 規則第3条第5項第2号口(タイムスタンプ)に規定するタイムスタンプについては、「一の入力単位ごと」に付すこととされていますが、このタイムスタンプが一の入力単位ごとに検証できるものである場合には、書類種別や部署ごとの電磁的記録の記録事項にまとめて付してもよいのでしょうか。 回答 まとめてタイムスタンプを付しても差し支えありません。 解説 規則第3条第5項第2号口(タイムスタンプ)の規定によれば、「一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ…を付すこと」とされています。 このタイムスタンプを付す方法については、①一の入力単位である単ファイルごとにタイムスタンプを付す方法及び②複数ファイルにまとめてタイムスタンプを付す方法が考えられます。 上記②の方法の改ざんの検証については、通常、複数ファイルのうち1つの単ファイルが改ざんされた場合には、その複数ファイルのうち改ざんされた単ファイルのみを検証することができないため、その複数ファイルの全体について、変更されていないことの確認ができなくなります。 しかしながら、上記②の方法の改ざんの検証については、単ファイルのハッシュ値を束ねて階層化した上でまとめてタイムスタンプを付す技術を使用する方法によりタイムスタンプを付した場合には、改ざんされた単ファイルのみを検証することができ、また、このような方法であれば、一の入力単位である単ファイルごとにその単ファイルのハッシュ値を通じてタイムスタンプを付している状態となり、実質的には「一の入力単位ごと」にタイムスタンプを付しているものと解することができます。 したがって、このような方法であれば、まとめてタイムスタンプを付しても差し支えありません。</p>	<p>※タイムスタンプまとめ打ちの機能については評価しません。</p>

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
221	規第三条 5 二 口 (1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間(国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。	(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示) 4-26 規則第3条第5項第2号ロ(1)((タイムスタンプ))に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。(平成27年課総9-8により追加)		21. タイムスタンプ検証機能 21-1. タイムスタンプ付与後の電子データおよびタイムスタンプの変更の有無を一の入力単位ごとに確認できる。 (国税庁Q&A問47解説で説明されている「実質的には「一の入力単位ごと」にタイムスタンプを付しているものと解する」場合も含まれます。)  21-2. タイムスタンプの信頼性の問題(有効期限切れ)があった場合は検知できる。  【推奨機能】 21-3. タイムスタンプの時刻を確認できる。  【推奨機能】 22. タイムスタンプの有効期限延長対策 22-1. タイムスタンプ有効期限を延長するためのフォーマットまたは手段を有する(例:有効期限延長可能なフォーマットで保存できる。(対象がPDFファイルである場合はETSI TS 102 778-4に準拠する等)/有効期間延長機能を有する等)  平成29年4月1日以後に開始する欠損金額の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間となるため、タイムスタンプの有効期限延長対策が必要になります。
		(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保) 4-25 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。(平17年課総4-5により追加、平成27年課総9-8により改正)		(21-1に記載)
	規第三条 5 二 口 (2) 課税期間(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第九号(定義)に規定する課税期間をいう。)中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。			23. タイムスタンプ一括検証機能 23-1. 指定された複数のデータおよびタイムスタンプに対して一括して21-1、21-2の機能を実行できる。

分類	法・施行規則	通達	電子帳簿保存法Q&A	機能
231	<p>規第三条 5 三 当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。</p>	<p>(入力者等の情報の確認の意義) 4-29 規則第3条第5項第3号((入力者等の情報の確認))に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことに留意する。(平成27年課総9-81により追加)</p>	<p>問61 規則第3条第5項第3号は、「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」と規定していますが、電子署名を行うことによってもこの要件を満たしますか。 電子署名を行うことによっても、入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができれば、この要件を満たします。 平成27年度の税制改正により、国税関係書類をスキャナで読み取る際の電子署名の要件が不要とされ、これに代え、国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことが要件とされました。このため、平成27年度の税制改正後において、規則第3条第5項第3号(入力者等の情報の確認)の規定は、電子署名を行うことを規定したものではありませんが、電子署名を行うことによっても、入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるため、この要件を満たすと考えられます。</p>	<p>【推奨機能】 24. 入力者の記録 ※本機能はソフトウェアの機能での対応は任意です。 24-1. 書類に係る記録事項の入力を行った者、又はその者を直接監督する者の、氏名・部署名等個人を特定できる社員情報を記録できる。 24-2. 上記24-1. の記録を書類毎に確認することができる。</p>
241			<p>問23: 国税関係帳簿書類の電磁的記録について、外部記憶媒体へ保存することとする場合の要件はどういうものがありますか。 回答: 記憶媒体の種類にかかわらず保存要件は同じであり、外部記憶媒体に限った要件はありません。 解説: 電子帳簿保存法では、記憶媒体や保存すべき電磁的記録を限定する規定はないことから、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の媒体については保存義務者が任意に選択することができることとなります(取扱通達4-1)。 また、保存要件に関しても記憶媒体ごとに規定されていないことから、いずれの記憶媒体であっても同一の要件が適用されることとなります。 なお、実際のデータの保存に際しては、サーバ等で保存していた電磁的記録と外部記憶媒体に保存している電磁的記録は当然に同一のものでなければなりません。このため、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。</p>	<p>【推奨機能】 25. バックアップ機能 25-1. データ欠損を防ぐため、バックアップデータを保存できる。 25-2. サーバ等で保存されていたデータと同一内容を、バックアップデータとして外部記録媒体に保存できる。 25-3. 外部記録媒体に保存したバックアップデータと同一内容を、サーバ等に復元できる。</p>
241			<p>問24: 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。また、当社は、保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。 回答: 現在使用しているシステムでなくても差し支えありませんが、保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。 解説: 1 規則第3条第1項第5号に規定する検索機能については、特に電子計算機についての定めはなく、また、同項第4号に規定する出力機能についても「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機」を備え付けられればよいこととされていることから、これらの規定を満たすことができる電子計算機であれば、現在の業務において使用している電子計算機でなくても差し支えないこととなります。 なお、このような場合には、検索に使用する電磁的記録が承認を受けて保存している電磁的記録と同一のものであることを確認できるようにしておく必要があります。 2 検索機能については、「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうとされており(取扱通達4-16)、原則として、一課税期間ごとに検索をすることができる必要があります。 しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合など、一課税期間を通じて検索をすることが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。</p>	<p>(25-3に記載)</p>
241			<p>問26: バックアップデータの保存は要件となっていますか。 回答: バックアップデータの保存は要件ではありません。 解説: バックアップデータの保存については法令上の要件とはなっていませんが、電磁的記録は、記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による記録状態の劣化等が生じるおそれがあることからすれば、保存期間中の可視性の確保という観点から、バックアップデータを保存することが望まれます。 また、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。</p>	<p>(25. バックアップ機能に記載)</p>